

写

政 調 第 5 4 3 号

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 島津 信温 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 5 年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成25年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

ページ	項目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
27 ページ	第8. むすび 1. 市税の収納管理について	滞納整理計画を推進するにあたり、現状の体制について確認したところ、少ない人員の下で法令に従い適正な処理に努めているものと認められるが、業務量の実態からみて処理が追いつかない状況が見受けられる。収納を担当する職員の数も他市町村と比べると、人口1万人当たりの職員数は県平均が0.938人であるのに対し、蓮田市は0.476人で県下最下位の状況である。また、現状では、収納担当一人当たり約1,400件の案件を抱えているため、他市町村の平均が300～500件位ということ考えると手が回らないという実情である。県内における当市の市税の収納率の順位が平成16年度1位だった時には、収納担当の職員は4名であったが、現在3名に減少し、平成24年度の順位は27位ということである。税負担の公平性の確保、収納率のさらなる向上を図るため、人員の増員等を行い徴収体制の整備充実に努められたい。	平成26年4月から収納課は1名の増員となりました。12月末現在の滞納繰越分の収納率は、前年比2.2%増となっております。今後も、税負担の公平性の確保、収納率のさらなる向上を図るため、日々努力を行い平成26年度の収納率向上に努めてまいります。	収納課
28 ページ	第8. むすび 2. 生活保護返還金について	生活保護返還金についての債権管理簿は整備されているが、個々の状況を確認すると、納入計画が立てられていないケースが数多く見受けられた。滞納者については、分納誓約をしていただくよう努めているが、計画が立てられないケースがあるということであった。滞納者が生活保護受給者の場合は、ケースワーカーが直接、面接等できるため納付の催促をすることもできるが、生活保護が廃止された人の場合は、督促状や催告書送付後、訪問徴収に伺っても会うことができない、または、住所地に住んでいないなどにより直接交渉することができず、納入計画を立てることができない状況であるため、更なる徴収努力が重要な課題となっている。しかし、担当者が1名のため収入未済額解消への取り組みが思うように進まない状況であることから、早急に滞納整理事務を推進する体制を整備する必要がある。	経理担当とケースワーカーが連携をとりながら、生活保護の債権管理を適切に行うよう努めております。これにより、返済計画が立てられていないケースにつきましては、履行延期申請により分納させるようにしております。また、分納誓約をしているにもかかわらず、納付が滞っているケースにつきましては、再度支払可能な返済計画を立て、納付させるように努めております。さらに、個々の債務者の収納状況をデータ管理することで、返済指導を行っております。それでも納付しないケースにつきましては、ケースワーカーが家庭訪問をする際に指導し、履行を促しているところです。今後も適切な債権管理を継続し、収納率の向上に努めてまいります。	福祉課
28 ページ	第8. むすび 3. 下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担保金・施設使用料について	下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担保金・農業集落排水処理施設使用料の滞納繰越分の収納率が極端に減少している状況である。このような状況の下、平成24年度から個別訪問を実施し、47件中20件について、事情確認・状況把握が行われていた。しかし、実際には滞納整理等についてのマニュアル等もなく債権管理についての危機意識の不足が感じられた。収入未済額の解消については、文書による催告だけでなく積極的な訪問徴収に努めるとともに、債権の性質等の調査研究も含め、早急に事務処理マニュアルの整備を進められたい。	下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担保金・農業集落排水処理施設使用料の滞納者に対しては、督促・催告・戸別訪問を適宜実施しています。なお、農業集落排水については、排水設備工事の完了検査時、滞納者宅への戸別訪問実施時に口座振替依頼書を持参し、使用料の支払い方法を「口座振替」にしていたかどうか確認しています。また、監査で提言・要望があったように滞納整理の実務マニュアル等がこれまで未整備だったため、収入未済額の解消に向けた新たな取り組みとして「下水道課債権管理の手引き」を作成しました。	下水道課
28 ページ	第8. むすび 4. 入学準備金の貸付けに対する返還金について	入学準備金返還金の滞納整理事務については、年2回文書による督促では収入未済を減らすことができないため、今後は、自宅への訪問なども検討していきたいということであった。このことについては、第六次行政改革実施計画において、平成25年度から入学準備金貸付金返還金の未納金の収納強化を図るということで、未納者へ督促、催告、臨宅徴収が計画されているため、早期に臨宅徴収を実施するなど、直接、本人との接触を図り、返還計画書の作成、返還に向けた確約書を徴取するなど、積極的な取り組みを実施する必要がある。	「蓮田市第六次行政改革実施計画」に基づき、臨宅徴収を実施し、直接本人との接触を図り、返還金の収納に努めました。今後も積極的な取り組みを実施し、未納金の徴収に努めてまいります。	子ども支援課

ページ	項目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
28 ページ	第8. むすび 5. 学校給食費 について	<p>学校給食費については、歳入歳出予算に計上されておらず、いわゆる私会計として各学校において収入、保管、支出が行われている。この取扱いの根拠は「校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はない」との昭和32年12月18日付委管77による文部省管理局長から福岡県教育長宛ての通知である。また、所管課において平成26年1月14日に県担当課に確認したところ、現在でも上記行政実例の見解を認めているとのことである。</p> <p>しかしながら、総務省の見解では、「学校給食の運営主体が市町村である場合には、地方自治法第210条の規定により、食物の原材料費等または委託料を当該市町村の歳出予算に計上して支出するとともに、これに伴って徴収する学校給食費についても、当該市町村の歳入予算に計上しなければならない。また、学校給食を市町村の事務として処理している場合、その学校給食費は公金であるので、学校職員が直接収納する場合は地方自治法第171条の規定に基づき、当該学校職員を出納員として任命したうえでその収納と保管を行わせる必要がある」となっている。地方自治法を所管しているのは総務省であることから、学校給食費の経理は地方自治法上の財務事務として総務省の見解により取り扱うべきと考えるが、平野小学校、平野中学校、黒浜中学校及び蓮田南中学校において収入未済額が見受けられたものの、平成25年11月末現在、その後の徴収努力により平野小学校の収入未済額については解消されている。しかし、他校については過年度の収入未済額が残っている状況である。所管課においては、公金であるという認識ではあるものの、未納額を減らすには現行の取り扱いを今後も継続したいとの意向である。今後、学校給食費の取り扱いについては、地方自治法等の関係諸法令を遵守するとともに、昭和32年12月18日付通知も考慮し未納額を解消するための適正な会計処理について調査・検討されたい。</p>	<p>給食費の未納防止や督促徴収処理等においては、県教育委員会で作成した「学校給食未納防止マニュアル」を参考にしながら未納防止に取り組んでおります。</p> <p>学校給食費の適正な管理、執行については、昭和32年12月18日の行政実例を根拠とし、「校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない」とする見解を現在でも県が認めておりますので、未納額を減らすためにも現行の徴収方法を継続していきたいと考えております。</p> <p>会計処理については、学校の意見も参考にしながら調査・研究してまいりたいと考えております。</p>	教育総務課